

## 認定こども園ポランのひろば 重要事項説明書

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人和泉会
所 在 地	行橋市南泉二丁目18番40号
電 話 番 号	0930-55-0886
代表者氏名	理事長 坪井 大輔

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園						
施 設 の 名 称	認定こども園ポランのひろば						
施 設 の 所 在 地	京都郡みやこ町田中241番4号						
連 絡 先	TEL：0930-33-4152 FAX：0930-33-6902						
管 理 者	施設長 井原 節子						
対 象 児 童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号認定 満3歳から小学校就学前の保育を必要としない児童</li> <li>・ 2号認定 満3歳から小学校就学前の保育を必要とする児童</li> <li>・ 3号認定 0歳から満3歳未満の保育を必要とする児童</li> </ul>						
利 用 定 員		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1号定員	—	—	—	15人		
	2号定員	—	—	—	21人	22人	22人
	3号定員	9人	16人	20人	—	—	—
開 設 年 月 日	平成28年 4月 1日						
事 業 所 番 号							

### 3 事業の目的・運営方針

認定こども園ポランのひろば（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供します。

(1) 保育理念

入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を増進する。

(2) 保育方針

子どもが現在をもっとも良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。

(3) 保育目標

何をするにも自分で開拓できる子どもを目指す。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	3,819.36 m <sup>2</sup>
	園庭	1,742.77 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造かわらぶき平家建
	延べ面積	786.27 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	6室	乳児室、ほふく室、2歳児室、3歳児室、4歳児室、5歳児室について各1室。
遊戯室	1室	
調理室	1室	
調乳室	1室	
食品庫	1室	
事務室（医務室）	1室	
汚物処理室	1室	

5 職員の体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1	1		
副施設長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	20	18	2	児童福祉施設最低基準に定める定数
栄養士	1	1		
調理員	3	2	1	
その他	7	1	6	看護師・子育て支援員・用務員など

6 教育・保育を提供する日

(1) 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

- (2) 1号認定の児童への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる日については基本休園となります。

ア. 土曜日

なお、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、保育を提供いたしますが、下記の利用者負担が必要となります。

保育時間	利用料	利用料単位	備考
9:00 ~ 15:30	350 円	1 回	保育料

※土曜日に園行事があるときは、上記の利用者負担は必要ありません。

イ. 夏季休日（8月13日から15日）及び学期末休日（3月24日から31日）

なお、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、保育を提供いたしますが、下記の利用者負担が必要となります。

保育時間	利用料	利用料単位	備考
9:00 ~ 15:30	200 円	1 回	保育料

※休日期間中の土曜日については、土曜日の利用料が必要となります。

- (3) 非常変災その他急迫の事情があるときには、臨時に休園とする場合があります。

7 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 教育標準時間認定に係る保育時間

教育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から15時30分までの範囲内の時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から9時前まで又は15時30分を超えて19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。ただし、8時30分から9時前までは登園時間、15時30分を超えて16時までは降園時間とみなし、利用料はいただきません。

延長保育時間	利用料	利用料単位	備考	
7:00 ~ 8:30	100 円	1 回	保育料	
16:00 ~ 18:00	100 円	1 回	保育料	
18:00 ~ 19:00	200 円	150 円	1 回	保育料
		50 円	1 回	おやつ代

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時を超えて19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

延長保育時間	利用料	利用料単位	備考
18:00 ～ 19:00	1,500 円	月極	申請必要、おやつ代含む 月～金曜日
18:00 ～ 19:00	200 円	1 回	おやつ代含む

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分前まで又は16時30分を超えて19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

延長保育時間	利用料	利用料単位	備考
7:00 ～ 8:30	100 円	1 回	
16:30 ～ 18:00	100 円	1 回	
18:00 ～ 19:00	200 円	1 回	おやつ代含む

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年度法律第65号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領（平成20年告示）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年告示）、保育所保育指針（平成20年告示）を踏まえ、以下の教育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 社会福祉法人和泉会各施設合同事業

サッカー大会の実施（年3回・年長児のみ）

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、食事の提供を行います。

食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) その他

延長保育事業

一時預かり事業

地域活動事業（職場体験受け入れ事業など）

地域子育て支援拠点事業（一般型）

障害児保育事業

9 利用料金

(1) 特定教育・保育にかかる利用者負担（保育料）

ア. 保育園部の0～2歳児については、支給認定を受けた市町村が定める保育料を当園にお支払いいただきます。ただし、住民税非課税世帯は無償化の対象となります。

イ. お住まいの市町村によっては、0～2歳児の保育料が無償化の対象となる場合があります。

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

別に定める費用を負担していただきます（保育材料費等）。お支払い方法については、別途お知らせします。主なものは下記のとおりです。

ア. 保育園部

項目	利用料	利用料単位	備考
主食（米）代	500円	月極	3～5歳児のみ
副食（おかず・おやつ）代	4,500円	月極	3～5歳児のみ 低所得世帯及び第3子以降 （未就学児の子どものうち） は免除

※お住まいの市町村によっては、副食（おかず・おやつ）代が補助の対象となる場合があります。

イ. 幼稚園部

項目	利用料	利用料単位	備考
主食（米）代	400円	月極	
副食（おかず・おやつ）代	3,600円	月極	低所得世帯及び第3子以降 （小学校3年生以下の子ども のうち）は免除

※お住まいの市町村によっては、副食（おかず・おやつ）代が補助の対象となる場合があります。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定及び3号認定の児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科

医療機関の名称	橋本医院
医 院 長 名	橋本 哲
所 在 地	行橋市北泉五丁目 1 1 - 2 0
電 話 番 号	0 9 3 0 - 2 5 - 6 2 6 2

(2) 歯科

医療機関の名称	もとさか歯科医院
医 院 長 名	本坂 裕之
所 在 地	行橋市南大橋四丁目 7 - 1 9
電 話 番 号	0 9 3 0 - 5 5 - 6 6 7 8

1 2 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、基本的に提出された児童家庭調査票の発熱時等の状況の希望に従い、保護者の指定する緊急連絡先等へ連絡を行います。

また、虐待等が疑われる状況を発見した際には、児童虐待の防止等に関する法律（平成 1 2 年法律第 8 2 号）に基づく行政機関への通告等、必要な措置をとることといたします。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 井原 節子、網本 寿美</li> <li>・ご利用時間 7 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0</li> <li>・電話番号 0 9 3 0 - 3 3 - 4 1 5 2</li> <li>・ F A X 0 9 3 0 - 3 3 - 6 9 0 2</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、職員までお申し出ください。</p>				
	第三者委員	<table border="1"> <tr> <td>宮本 佳明</td> <td>0 9 3 0 - 3 3 - 2 9 5 8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>社会福祉法人和泉会 監事</td> </tr> </table>	宮本 佳明	0 9 3 0 - 3 3 - 2 9 5 8	
宮本 佳明		0 9 3 0 - 3 3 - 2 9 5 8			
	社会福祉法人和泉会 監事				
	<table border="1"> <tr> <td>虎谷 美智代</td> <td>0 9 3 0 - 2 5 - 5 5 7 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>社会福祉法人和泉会 監事</td> </tr> </table>	虎谷 美智代	0 9 3 0 - 2 5 - 5 5 7 6		社会福祉法人和泉会 監事
虎谷 美智代	0 9 3 0 - 2 5 - 5 5 7 6				
	社会福祉法人和泉会 監事				

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器</li> <li>・ガス漏れ報知器</li> <li>・その他、カーテンの防災処理</li> <li>・自動火災報知設備</li> <li>・誘導灯設備</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

## 1.5 写真掲載

当園では、おたより、ホームページ、SNS等において、児童の活動の様子や児童が製作した作品等の写真を掲載しています。個人情報保護の観点から、保護者の同意をいただいた上で行いますので、写真掲載についての意向を別紙にご記入の上、提出してください。

## 1.6 園からの情報提供

当園では、SNS（フェイスブック、インスタグラム）を利用して情報の提供を行います。

- ・フェイスブック：社会福祉法人和泉会
- ・インスタグラム：izumikai\_org

また、当園では、園と保護者の方との連絡をスムーズに行うため「コドモン保護者アプリ」を導入しております。スマートフォン又はインターネットに接続されたパソコンにてご登録をお願いします。なお、登録方法など詳しい内容については、おたよりにてお知らせいたします。

## 1.7 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

当園の全ての保育士は、児童福祉法第18条に基づき守秘義務を遵守します。また、保育士以外の全職員、実習生、ボランティアなどの保育に携わる全ての人においても、同様に守秘を徹底するよう努めます。

児童及び保護者の個人情報は、当園が定める個人情報保護マニュアルに基づき取り扱います。

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）の規定により、法令に基づく場合等には、第三者に対し、児童及び保護者の個人情報を提供することがあります。例えば、次に掲げるような場合です。

### (1) 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を、入学予定の小学校へ送付することとされていることから（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則）、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

### (2) 市町村による巡回訪問が実施されたとき

市町村の巡回訪問事業（発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う事業）が実施さ

れた際に、児童福祉法に基づき、市町村に対し必要な情報提供を行うことがあります。

(3) 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育を提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(4) 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

## 18 お問い合わせ等への対応

園への各種お問い合わせ等に関しては、基本的に、提出された児童家庭調査票の同居家族の構成欄に記載されている親からいただいたものに対してのみ、対応いたします。ただし、負傷又は疾病、業務の都合などにより、親以外の方からのお問い合わせに対応する必要がある場合は、別紙にご記入の上、提出してください。

## 19 その他の留意事項

宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・ 政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
--------------------	---

**1. 写真掲載について**

「15 写真掲載」について、以下のどちらかに☑してください。

同意します

同意しません （理由： \_\_\_\_\_ ）

**2. お問い合わせ等の対応について**

「18 お問い合わせ等への対応」について、該当する方がいる場合、氏名を記入してください。

（児童から見た続柄： \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_ ）

**3. 重要事項の説明について**

私は、書面に基づいて認定こども園ポランのひろばの利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： \_\_\_\_\_ 印

児童から見た続柄：

**※必要事項を記入し、この別紙のみ園に提出してください。**